

一関市監査委員告示第2号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和5年1月25日

一関市監査委員 及川 弘 人
一関市監査委員 加藤 伸 弘
一関市監査委員 千葉 大 作

記

1 監査実施日及び対象

令和5年1月13日（金）

対 象	区分	被監査者	
		団 体	担 当 課
一関文化伝承館（一関市舞川市民センター）	指定管理者	舞川地域課題対策協議会	まちづくり推進部 いきがづくり課
一関市滝沢市民センター		滝沢地域振興協議会	
一関勤労青少年ホーム		特定非営利活動法人	
一関市女性センター		一関文化会議所	

2 監査の範囲

令和3年度の財務等に係る事務の執行状況

3 監査の実施内容

監査は、関係書類、帳簿等の提出を求め、出納その他の事務内容を調査するとともに、関係団体及び担当課の職員から説明を受けることにより実施した。

なお、重点的に調査を行った項目は次のとおりである。

- (1) 団体指定の手続きが関係法令、条例等に沿って適正に行われているか。
- (2) 指定管理料の算定が適正に行われ、支出方法・時期が適切か。
- (3) 施設の管理が関係法令、協定書、仕様書等に基づき適正、かつ効率的に行われているか、また住民サービスの向上に努めているか。
- (4) 利用料金等の収納が会計規程等に沿って適正に行われ、運用されているか、また、チェック体制が整っているか。

- (5) 指定管理者から提出された事業報告書等の内容を十分精査し、担当課は管理の状況を的確に把握し、必要な指示を行っているか。
- (6) 管理業務に係る収支が他の事業に係る経費と明確に区別され、適正に処理されているか。

4 監査の結果

別紙監査結果報告書のとおり